

市内産業DX推進補助金 【キャッシュレス決済導入型】

■制度概要

社内の課題解決、業務効率化を目的とした“キャッシュレス”にかかる費用の一部を補助します。

■対象者

新発田市内に、本社または本社機能を備えた事務所等を有する、中小企業及び個人事業主

■補助金額

1事業者5端末まで、1端末につき上限3万円

次の①に該当するものに係る経費を補助対象経費とします。ただし、①に該当する経費について申請するもので、②に係る経費が発生する場合は、その経費についても補助対象経費とします。

①キャッシュレス決済端末等※の購入及び設置に係る経費

※クレジットカード、デビットカード、電子マネー又はQRコード決済等の現金以外での決済を行うための端末で、一般的な購入に繰り返し利用できるもの

例：キャッシュレス決済端末本体機器購入費・付属機器（タブレット、レシートプリンターなど、ただしスマートフォンは除く）購入費・固定利用費 ※決済手数料は補助対象外

②キャッシュレス決済端末等を使用するための電気通信回線の整備に係る経費

■補助対象期間

令和9年2月28日まで

※この期日までに完了する事業・取組が、補助の対象となります。

※予算上限に達した場合、早期に終了する場合があります。

■手続きの流れ

- ① 市役所に申請書を提出。 ☞ 申請書類は、市ホームページ、商工振興課窓口でお渡しできます。
- ② 補助金の交付が決定。 ☞ 交付決定より前に生じた経費は対象外です。ご注意ください。
- ③ 発注。
- ④ 事業費を清算し、市役所に実績報告書を提出。
- ⑤ 補助金額の確定。
- ⑥ 市から補助金をお支払い(2～3週間ほどかかります)



■お問い合わせ

〒957-0053 新発田市中央町3-2-22 松縁館ビル1階 **新発田市 商工振興課**
 TEL: 0254-28-9650(直通) FA-X: 0254-26-8585
 メールアドレス: shoukou@city.shibata.lg.jp